

# 甲南病院居宅介護支援事業所 重要事項説明書

〈 年 月 日現在〉

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業日程

営業日	月曜日から土曜日 (日曜日・祝日・年末年始は休日)
営業時間	午前8時30分から午後5時
営業時間内の 連絡先	電話 0748-86-8761 FAX 0748-86-8763

※上記の営業日、営業時間以外でも担当者への携帯電話対応にて24時間連絡可能な体制を確保しています  
(連絡先は別紙)

## 2. 当事業所の概要

事業所名	甲南病院居宅介護支援事業所
所在地	滋賀県甲賀市甲南町葛木958番地
事業所の指定番号	2571401088
サービスを提供する 通常の事業実施地域	甲賀市(甲南町・甲賀町・土山町)の区域 ※上記以外でも、ご希望があればご相談ください。

## 3. 当事業所の法人概要

法人名称	医療法人社団仁生会
所在地	滋賀県甲賀市甲南町葛木958番地
法人種別	医療法人
代表者	理事長 古倉 みのり

## 4. 事業所の職員体制

管理者 : 前田 輝子 (まえだ てるこ)

管理者	従業員の管理及び利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行います。 従業員に法令等の規定を遵守させるため必要な指示命令を行います。	常勤1名 (兼務)
介護支援専門員	居宅サービス計画(ケアプラン)の作成等、要介護認定に必要な申請代行、要介護認定調査、サービス実施状況の継続的な把握・評価、 介護保険施設の紹介等	常勤3名
事務職員	管理者及び介護支援専門員の業務を補助する	常勤1名 (兼務)

## 5. 目的および運営の方針

事業の目的	要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、要介護状態の維持、改善を目的とします。
事業の方針	<p>① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、多様なサービスが多様な事業所から適切かつ総合的、効果的に提供されるように配慮します。</p> <p>② 常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業所に偏ることのないように公正・中立に行います。</p> <p>③ 市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定相談支援事業所等との連携に努め、地域包括支援センターからの支援困難事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供します。</p> <p>④ 介護保険法及び厚生労働省が定める運営基準その他関係法令等を遵守するものとし、介護保険関連情報の活用とPDCAを構築・推進し、提供するサービスの質の評価を行いながら、常にその改善を図るよう努めます。</p> <p>⑤ 上記のほか「甲賀市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を遵守します。</p>

## 6. 提供するサービスの内容と料金

居宅介護支援の内容	<p>① 居宅サービス計画書の作成</p> <p>-1. アセスメント（課題分析標準項目を使用） 利用者宅を訪問し、利用者の心身の状態や生活環境を把握し課題を分析します。</p> <p>-2. 居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成 介護サービスを利用するためのケアプランを作成します。</p> <p>② 居宅サービス事業者との連絡調整</p> <p>-1. アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者への連絡調整を行います。</p> <p>-2. サービス担当者会議の開催 介護サービス事業者が集まり、サービス新規利用時、更新時、ケアプランの内容に変更があった際にケアプランの内容共有などについて話し合います。</p> <p>③ サービス実施状況の把握、評価、利用者状況の把握</p> <p>-1. 少なくとも月1回は利用者とは面談し、心身の状況やサービス利用の状況。お困り事が無いかなどを確認します。</p> <p>-2. 各事業所に口頭や文書にて毎月利用状況の確認等を行います。</p> <p>④ 給付管理</p> <p>-1. ケアプランの作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。</p> <p>⑤ 要介護認定申請に係る協力、援助</p> <p>-1. 利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請が円滑に行えるように援助します。</p> <p>⑥ 介護保険施設等の紹介</p> <p>-1. 利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等への入所を希望される場合、介護保険施設等に関する情報を提供します。</p> <p>⑦ 利用者からの相談対応</p> <p>-1. 介護保険に関する事すべてご相談をお受けします。</p>
-----------	--

## 【料金・加算等】

居宅サービス計画の作成費は原則介護保険から負担されますので、利用者の料金負担はありません。対象時には下記の加算が発生します。

※居宅介護支援費（Ⅰ） 【※地域区分＝6級地（甲賀市）】

要介護1・2 ⇒11,316円/月 要介護3・4・5 ⇒14,702円/月

※特定事業所加算（Ⅲ） 3,366円/月

主任介護支援専門員を配置し質の高いケアマネジメントを実施出来る体制を整える等、一定の要件を満たしている。

※初回加算 3,126円/月 （初回1回のみ算定）

新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し、指定居宅支援を提供した場合。

※退院・退所加算

病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって、病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合に算定。

	カンファレンス参加なし	カンファレンス参加あり
連携1回	4,689円/月（Ⅰイ）	6,252円/月（Ⅰロ）
連携2回	6,252円/月（Ⅱイ）	7,815円/月（Ⅱロ）
連携3回	算定なし	9,378円/月（Ⅲ）

※入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,605円/月

利用者が病院等に入院された際、入院されたその日のうちに必要な情報を病院等に提供した場合。

※入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,084円/月

利用者が病院等に入院された際、入院された翌日又は翌々日に必要な情報を病院等に提供した場合。

※通院時情報連携加算 521円/月

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合。

※看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

看取り期に居宅サービス等の利用に向けて、ケアマネジャーが利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、居宅介護支援の基本報酬を算定する場合があります。

※ターミナルケアマネジメント加算 4,168円/月

終末期の医療やケアを受け在宅でお亡くなりになった利用者が対象。死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又は家族の同意を得たうえで在宅を訪問し、利用者の心身の状況を記録し、居宅サービス計画に位置付けた主治医やサービス提供事業者へ情報提供を行った場合。

## 7. プライバシー（個人情報）の保護

当事業所が、本人や家族に関して知り得た情報については、サービス担当者会議等、本人へのサービス提供のための業務以外では決して他に漏れないようにします。本人の情報を他事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめ本人に説明し、同意書に署名捺印をいただきます。

## 8. ハラスメント対策

医療法人社団仁生会「ハラスメント防止規定」に準じ介護におけるハラスメント対策、職員研修を実施しています。ハラスメントに対する相談窓口：甲南病院地域医療連携室（総合相談）0748-86-3210

## 9. 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：林 巳恵子

(2) 虐待防止のための「高齢者虐待防止委員会」を定期的に開催し、その結果については職員に周知徹底を図っています。

(3) 高齢者虐待防止指針を整備しています。

(4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当事業所職員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

## 10. 身体拘束等原則禁止について

本人の生活または身体を保護するために緊急やむをえない場合をのぞき身体拘束を行いません。

身体拘束を行う場合にはその様態及び時間、その際のご本人の心身の状態並びにやむをえない理由を記録します。

## 11. 発生時の対処方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 12. 入院時における医療機関との連携促進

入院になった場合は、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要があります。病院の担当者に介護支援専門員の名前や連絡先をお伝えください。

## 13. 解約

契約書に添付された「解約の通知」を解約希望日までに当事業所に届け出頂くことにより、契約を解約することができます。緊急の入院など、止むを得ない場合はこの限りではありません。

また、当事業所が事業の廃止などやむを得ない事情がある場合は、本人に対して、終了日1ヶ月前までに理由文章でお知らせし、契約を解約することがあります。この場合、移行先の居宅介護支援事業所に情報提供や申し送りを行い、移行後滞りなく介護保険サービスの継続ができるように手配します。

#### 14. 契約の終了

下記の場合、自動的に契約は終了します。

本人が介護保険施設に入所した場合、本人が要介護状態でなくなった場合、本人がお亡くなりになった場合

#### 15. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の掲げる措置を講じます。

法人の感染対策委員会の示す指針に従い、職員へ感染症の予防及びまん延予防のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### 16. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画にそって必要な措置を講じます。

(2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

#### 17. 苦情・相談について

当事業所の居宅介護支援に関する意見、苦情を随時受け付けます。ご遠慮なくお申し出ください。

(窓口担当：前田輝子、 電話番号：0748-86-8761)

当事業所以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

滋賀県国民健康保険 団体連合会	滋賀県大津市中央 4 丁目 5-9 滋賀県国保会館内 電話番号 077-510-6605 FAX 番号 077-510-6606
甲賀市役所長寿福祉課	甲賀市水口町水口 6053 番地 電話番号 0748-69-2165

#### 18. 室内ペットについて

居宅介護支援を提供する際は、安全を確保するために室内ペットをケージ・または別室へ移動して頂きますようお願いいたします。

